

年金受給資格加入期間10年に短縮へ 閣議決定

NHK 9月26日 10時46分

年金受給資格加入期間10年に短縮へ 閣議決定

政府は26日の臨時閣議で、年金を受け取れない人を減らすため、来年から年金の受給資格を得られる加入期間を25年から10年に短縮する法案を決定しました。

政府は、消費税率を10%に引き上げて実施する予定だった社会保障の充実策のうち、年金を受け取れない人を減らすため、消費増税に先立って年金の受給資格の短縮を先行して行う方針で、26日の臨時閣議で必要な法案を決定しました。

それによりますと、来年10月の支払い分から、年金の受給資格を得られる加入期間を25年から10年に短縮するとしています。

これにより、初めて基礎年金の受給資格を得る人はおよそ40万人、さらに65歳までに厚生年金を受け取れる人などを含めると、対象者はおよそ64万人に上る見込みです。

年金制度をめぐっては、公的年金の積立金を運用している独立行政法人の組織の見直しや、年金支給額の伸びを物価や賃金の上昇より低く抑える「マクロ経済スライド」の強化などを盛り込んだ年金制度改革の関連法案が継続審議となっており、政府与党は、今回閣議決定した法案と併せて、臨時国会での成立を目指す方針です。

年金資格

10年に短縮 法案閣議決定、64万人救済へ

毎日新聞 2016年9月27日

政府は26日、無年金の人を救済するための年金機能強化法改正案を閣議決定した。臨時国会に提出し、来年10月からの支給開始を念頭に早期の成立を図る。成立すれば年金を受け取るのに必要な加入期間（受給資格期間）が現行の25年から10年に短縮され、約64万人が年金を受け取れるようになる。

消費税率10%への引き上げに伴って実施することになっている受給資格期間短縮の施行期日を、来年8月1日に変更する内容。法案が成立すれば翌9月に受給権が発生し、10月から支給が始まる見通し。

救済の対象者は65歳以上の人と、60代前半から厚生年金の一部を受け取れる人の計約64万人。

必要な財源は年間で約650億円になる見通し。

年金受給資格期間の短縮、法案を閣議決定

日経新聞 2016/9/26

政府は26日、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することを盛り込んだ年金機能強化法改正案を閣議決定した。来年10月から支給を開始する。年金支給額の上昇を抑える「マクロ経済スライド」を強める国民年金法改正案とともに、臨時国会での成立を目指す。

受給資格期間の短縮により、新たに約40万人が基礎年金の受給権を得る。来年の9月分から支給、初回の支払いは10月となる。10年間の納付による年金額は月約1万6千円。必要となる予算は2017年度は年度途中からの支給のため260億円、2018年度は650億円となる見通しだ。

年金の受給資格期間の短縮は、消費税率を10%に引き上げて実施する予定だった社会保障の充実策の一つ。消費税率の引き上げに先行して実施する方針を安倍晋三首相が表明していた。

年金受給に必要、保険料支払期間10年に短縮へ

読売新聞 2016年09月26日

政府は26日、年金受給に必要な保険料支払期間を25年から10年に短縮する年金機能強化法改正案を閣議決定し、衆院に提出した。

改正案は、施行日を2017年8月1日としており、26日に開会した臨時国会で成立すれば、17年9月分から支給され、最初の受け取りは10月になる。

厚生労働省によると、改正案の成立・施行で初めて基礎年金（国民年金）を受け取ることができる人は約40万人で、厚生年金も含めると対象者は約64万人の見込み。支給額は、保険料の納付期間が40年で月額6万5008円。納付期間が25年の場合、支給額は同4万630円となり、10年だけ納付したケースでは同1万6252円となる。

財源は年度途中からの支給となる17年度は約260億円、18年度以降は年度あたり

約650億円が必要と推計されている。厚労省は、財源として低所得者向けの「簡素な給付措置」に充てていた予算で対応する方針だ。

政府は26日の臨時閣議で、年金の受給資格を得るのに必要な保険料納付期間を25年から10年に短縮する関連法案を決定した。同日開会の臨時国会に提出、成立すれば、来年10月から支給を始める。

所得300万円以上に＝年金強制徴収の対象拡大－ 厚労省

読売新聞 2016年09月20日

新たに約64万人が年金を受け取れるようになる。来年10月に9月分を支給し、それ以降は偶数月に2カ月分を一括支給。予算は年間約650億円を見込む。

年金受給資格の短縮は消費税率の10%への引き上げと同時に実施する予定だったが、引き上げ延期で一時実施が不透明になっていた。安倍晋三首相が7月の会見で「無年金問題は喫緊の課題」と表明し、実現が決まった。(2016/09/26-11:24)

厚生労働省と日本年金機構は20日までに、2017年度から国民年金保険料滞納者の強制徴収の対象を拡大する方針を決めた。対象者を年間所得350万円以上で未納月数7カ月以上から300万円以上で同13カ月以上に引き下げる。保険料の納付率が60%程度に低迷していることを受け、納付率向上を図るため対応を強化する。

現在約27万人が強制徴収の対象だが、これにより約9万人程度が新たに加わる見通し。